

第六十五号議案

江戸川区角野栄子児童文学館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区角野栄子児童文学館条例の一部を改正する条例

江戸川区角野栄子児童文学館条例（令和四年三月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「江戸川区民」の下に「（江戸川区内に在住、在勤又は在学する者をいう。以下「区民」という。）」を加える。

第四条中「第十三条」を「第十五条」に改める。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を「法」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条中「入館の承認を受けた者及び利用者（以下「入館者等」という。）」を「入館者等」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条第一号中「江戸川区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「貸切利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条を第九条とする。

第六条の次に次の二条を加える。

（利用料金）

第七条 児童文学館への入館（児童文学館で展示されている資料等を観覧する場

区分	利用単位	利用料金
入館料	別表第一（第七条関係）	<p>合に限る。以下同じ。）及び施設の貸切利用に係る利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2 児童文学館の付帯設備及びその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。</p> <p>3 入館の承認を受けた者（以下「入館者」という。）又は貸切利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）（以下「入館者等」という。）は、指定管理者が定める方法により、利用料金を納付しなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（利用料金の不還付）</p> <p>第八条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。</p> <p>付則の次に別表として次の二表を加える。</p>

別表第二（第七条関係）

四歳未満	子ども（四歳以上中学生以下）	一般	
一人当たり			
無料	二〇〇円	五〇〇円	区民
	三〇〇円	七〇〇円	区民以外

貸切利用料金

利用単位	利用料金
一時間当たり	六〇、〇〇〇円

備考

- 一 施設の一部を貸切利用する場合の利用料金は、規定利用料金に児童文学館の延床面積に対する当該貸切利用する延床面積の割合を乗じた額とする。
- 二 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十一月三日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づき区長が行う利用料金の承認その他児童文学館の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

江戸川区角野栄子児童文学館の利用料金を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。